

(証券コード 3580)

2022年6月7日

株 主 各 位

石川県能美市浜町ヌ167番地

**小松マテーレ株式会社**

代表取締役社長 佐々木 久 衛

## 第110期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第110期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただけますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、4ページ記載の「(ご参考) 議決権行使のご案内」をご参照のうえ、書面またはインターネットにて2022年6月23日(木曜日)午後5時までにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |      |   |   |       |
|------|---|---|-------|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月24日(金曜日)   | 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 石川県能美市浜町ヌ167番地<br>小松マテーレ株式会社 本社<br>(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |       |

本株主総会にご出席の株主の皆様への粗品及び懇談会は取りやめさせていただいております。

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第110期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第110期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役2名選任の件  
第4号議案 補欠監査役2名選任の件  
第5号議案 社外取締役の報酬等の額改定の件

以上

---

◎当社は、事業報告の「5. 会社の体制および方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」を、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.komatsumatere.co.jp/ir/library/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、上記書類は、報告事項に関する添付書類とともに会計監査人および監査役の監査対象となっております。

◎本招集ご通知添付の事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合には、当社ホームページ (<https://www.komatsumatere.co.jp>) において、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための当社対応について

株主の皆様へ、以下のとおりお願い申し上げます。

1. 株主総会の議決権は、株主総会にご出席いただく方法による行使のほか、書面やインターネットによる行使が可能です（詳細は4ページをご参照ください）。本年は、書面またはインターネットによる議決権行使をご活用くださいますようお願い申し上げます。
2. 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただけますようお願い申し上げます。
3. 当日株主総会開催場所にお越しになられた株主の皆様におかれましては、マスク着用など、ご自身または周囲への感染防止にご配慮ください。また、アルコール消毒や非接触方式の検温など感染拡大防止のための措置にご協力ください。
4. 昨年に引き続き、感染拡大防止のため、株主総会会場における座席間隔を広げることから、ご用意できる席数を減少させていただきます。そのため、当日株主総会開催場所にお越しただいても、入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
5. 当日、発熱や咳があるまたは体調不良と見受けられる方には、入場をお断りする場合がございます。
6. 株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
7. 本株主総会の議事は、感染症拡大防止の観点から短時間で行う予定としております。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しくださいますようお願い申し上げます。
8. 当社では、2022年6月7日（火）より6月14日（火）まで、株主の皆様からのご質問・ご意見をお受けいたします。株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、本株主総会で取り上げさせていただきます。ご質問・ご意見の受付につきましては、当社メールアドレス（110soukai@komatsumatere.co.jp）まで、株主番号・氏名をご記入のうえ、お寄せいただきますようお願い申し上げます。
9. 本招集ご通知に記載の株主総会の開催日時や開催場所の変更等を決定した場合は、速やかに当社ホームページにてお知らせいたします。
10. 今後の状況により、上記内容を含め、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ホームページにてお知らせいたします。

株主の皆様及び周囲の安全と健康のため、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## (ご参考) 議決権行使のご案内



### 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。



### インターネットによる議決権行使の場合

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトによりご利用いただくことができます。次の事項をご確認のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

**【議決権行使ウェブサイト】** <https://www.web54.net>

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。なお、パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (5) 株主様のインターネット利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
- (6) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

以上

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種率が向上し、感染拡大の抑制が期待されておりましたが、変異ウイルスの発生による感染再拡大への懸念が拭えないことから、個人消費の停滞は依然として続き、総じて先行きが不透明な状況となりました。また、諸資源の価格は変動が続き、世界的な原燃料価格の高騰や供給不安があるなど、注視すべき状況にあります。

国内需要については、2021年9月30日発出の緊急事態宣言終了後、国内における新型コロナウイルスの新規感染者が減少傾向にある一方で、外出自粛の傾向が完全には終息しておらず消費マインドも完全には戻らない状況であります。

海外需要については、欧州を中心として、新型コロナウイルスのワクチン接種の普及が進み、活動制限の緩和によって、個人消費を悪化させている供給制約も和らいでいることから回復傾向にあると見られます。

こうした経済環境のもと、当社事業に関し、中東の民族衣装分野では下期に入り回復基調となるも、上期の需要低迷を受けて前期比減となりました。一方で、欧州ラグジュアリーブランド向けが牽引したことに加え、国内及び北米市場における需要拡大により、衣料ファブリック部門を中心に前期対比増収となりました。また、市場低迷を克服するとともに、多様に変化する市場ニーズにおいて、新たな需要を喚起するため、継続的に技術開発や新商品開発に挑み、当期におきましては13件の特許登録を進めてまいりました。

また、販売管理費を含めた費用管理の強化を前期より継続的に行い、トータルコストダウンを強力に推進したことから、前期比で増収増益を果たしました。

なお、当連結会計年度では、当社グループのサステナブルなモノづくりを主題とし、積極的に展示会への出展を行いました。また、ファブリックの魅力と歴史を再発信するとともに、当社のものでづくりを多くの方々に感じていただく主旨のもと、ファブリックラボラトリー「fa-bo(ファープォ)」をリニューアルし、多くのお客様にご来館いただきました。加えて、当社の新たな取り組みとしてB to C拡大に向け新設したファクトリーショップ「mono-bo(モノープォ)」については、開店当初より地元のみならず、県外も含め多数のご来客をいただき、好評を得ております。

新商品として、昨年10月には、不織布によるウイルスカット機能と抗ウイルス機能を持ち合わせ、J I S(日本産業規格)適合審査を通過した「ダントツマスクール Premier(プレミア)」を新

商品として発表しました。

トピックスとしては、地元公立小松大学のアカデミックガウンの製作があります。世界的建築家・隈研吾氏が初めてデザインしたセレモニーウェアであり、テレビや新聞に大きく報じられました。当ガウンの素材には当社のオリジナル素材「KONBU」が用いられ植物の天然成分で染め上げました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は314億49百万円（前期比4.8%増）となり、営業利益は15億93百万円（前期比12.5%増）、経常利益は21億54百万円（前期比12.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は21億84百万円（前期比20.7%増）となりました。

セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

#### [繊維事業]

衣料ファブリック及び資材ファブリックの両部門について、上期におきましては、個人消費の不振を発端とする需要低迷の影響から伸び悩みを見せました。一方で、下期においては、回復基調をみせ、事業環境は改善方向に推移しております。

まず、衣料ファブリック部門に関しては、国内外において、高感性・高機能素材、環境配慮型素材の開発と市場導入を進めてまいりました。中東向けの民族衣装分野は、下期は若干持ち直しを見せたものの、上期の需要減少により大きく減収となりました。一方で、ファッション及びスポーツ分野については、国内・北米市場が順調に推移したことに加え、欧州ラグジュアリーブランド向けが牽引したことから、当部門全体として増収となりました。

次に、資材ファブリック部門については、リビング、生活関連資材及び医療分野における需要が回復へと転換したことから堅調に推移し、当部門全体としては、増収となりました。

製品部門におきましては、前期の大幅な衛生関連商品の需要拡大に対して、当期においては需要が減少したことから大幅な減収となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当事業の売上高は309億90百万円となりました。

#### [その他の事業]

物流分野の当連結会計年度の売上高は4億59百万円となりました。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度においては、製造関連投資を中心に6億5百万円の設備投資を行っております。なお、これらの所要資金は自己資金をもって充当しております。

### (3) 対処すべき課題

当社グループは、この2年間にわたり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会・市場・流通の大きな変化に伴い、新たなニーズに適合した技術開発及び新商品開発に努めてまいりました。あわせてトータルコストダウン等の企業体質の強化にも取り組みました。

今後の経営環境は、直近ではロシアによるウクライナ侵攻により、原燃料価格の高騰が加速し、世界経済・市場へ与える影響は必至となっております。こうした不透明な事業環境に置かれるなか、当社グループは困難な課題に直面しますが、全力で克服していかなければなりません。当社グループをとりまく事業環境の変化に耐えうる中期的な企業変革のための課題や、足元の過酷な事業環境の変化に即応する短期的な課題という両面の課題に対し、グループ一丸となって対応してまいります。

上記のような、多様な変化が渦巻く昨今の経済環境のもと、当社グループは「変化をとらえて改革実行 新たな高みへ再挑戦」をスローガンに掲げました。目まぐるしい変化を先取りするスピーディーな攻めの経営姿勢により、持続的な事業の発展を達成すべく、行動いたします。

#### ①持続可能な社会の実現に向けたSDGsの取り組み

既制定の「小松マテール・サステナビリティ・ビジョン (K S V)」に掲げた5つの課題への取り組みを加速させ、中でも地球環境にかかわる課題については、社会・顧客のニーズに応えるべく、優先的に取り組みます。また、老朽化が進む社会インフラの強靱化のため、「C A B K O M A」、「グリーンビズ」をはじめとする先端資材・技術を活用した防災・減災事業の拡充を通じて社会貢献を図ってまいります。

K S Vの取り組みにおいては、当社グループでは環境事業貢献度を示す“Komatsu Sustainable Products” (K S P)を設定しました。このK S Pの売上比率を2020年度の20%に対して2030年度には50%程度にまでの拡大を目指します。特に当社が独自に開発した低温で速染性のあるWS糸<sup>®</sup>の適用を加速し、環境貢献度を大幅に拡大してまいります。

#### ②原燃料価格の高騰によるコストアップへの対応

現状の原燃料価格の高騰は、企業収益に悪影響を及ぼす要因となることから、最重要課題として、以下の緊急的かつ抜本的な対応策を講じます。省エネや低価格燃料への転換を進めるための設備投資を前倒します。また、低エネルギーでの加工工程技術の適用拡大、聖域を設けないトータルコスト削減を実施いたします。これらに加えて、コストアップの影響を最大限に吸収するため、機能性を追求した付加価値商品を新たに提案し、積極的に推し進めます。また、コストアップに対して販売価格へ転嫁するなど、収益確保に向けた取り組みに努めます。

### ③新たな価値の創造による積極的な事業拡大と新規分野の開拓

商品開発に関する取り組みについては、先に設置した「商品開発推進(部)会議」において、工場間・分野間の開発情報の共有を進め、相互連携による開発体制の強化に努めました。さらに、営業主導の戦略的マーケティングおよび目的対象を明確にした攻略型マーケティングを強化するため生産・販売・技術開発が一体となった、強力かつ全社横断型の開発体制を構築します。

既存分野については一層のシェア拡大をねらい、新規分野については商品・技術開発を通じて市場開拓に挑戦してまいります。また、「機能性」と「環境負荷低減」を両立させる素材群を拡充し、新たな価値の創造を目指します。産業資材分野については、経編製造のノウハウを持つ吉田産業株式会社を子会社化し、当該事業の開拓を加速させるとともに、当社グループがこれまで蓄積してきた先端的な染色高次加工技術との融合による事業の拡大を図ります。

### ④競争力強化のためのデジタル技術の最大活用

これからの営業活動については、対面形式を再開させていきます。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下で構築した、当社グループの商品・技術に関する情報を発信する「デジタルファブリックショールーム」や、従来の「ウェビナー」をはじめとするハイクオリティな商品・技術の紹介動画を製作するなど、販売支援コンテンツを拡充してまいります。

また、経営および業務管理などの効率を大幅に向上させるため、社内基幹システムの高度化を継続して推進いたします。そのため経営資源を積極的に投入してまいります。

### ⑤生産性向上及びコストダウンに向けた取り組み

生産部門のみならず、前述のシステム高度化により全ての事業部門において業務効率の向上と生産納期の短縮を進め、生産性と顧客満足度の向上を図ります。

これらの目標の達成に向けて、生産工程の合理化・改善や、自動化設備の積極的な導入に加えて、I o T活用の深耕を加速いたします。また、製造現場における異常の原因解析や工程監視を強化し、工程安定化による生産性の向上と、ロスの削減を通じてコストダウンを図ってまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

##### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 107 期 (2019年 3 月期)	第 108 期 (2020年 3 月期)	第 109 期 (2021年 3 月期)	第 110 期 (当連結会計年度) (2022年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	39,078	36,525	30,018	31,449
営 業 利 益 (百万円)	2,165	1,612	1,416	1,593
経 常 利 益 (百万円)	2,778	2,152	1,916	2,154
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,131	1,375	1,810	2,184
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	49円66銭	32円06銭	42円38銭	52円26銭
純 資 産 (百万円)	35,556	34,855	36,073	35,839
総 資 産 (百万円)	47,249	45,973	45,635	47,600

##### ②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 107 期 (2019年 3 月期)	第 108 期 (2020年 3 月期)	第 109 期 (2021年 3 月期)	第 110 期 (当事業年度) (2022年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	31,795	30,603	26,515	27,452
営 業 利 益 (百万円)	1,747	1,469	1,509	1,621
経 常 利 益 (百万円)	2,157	1,809	1,818	1,941
当 期 純 利 益 (百万円)	1,537	1,084	328	1,950
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	35円75銭	25円20銭	7円67銭	46円54銭
純 資 産 (百万円)	32,400	31,483	31,429	30,558
総 資 産 (百万円)	42,522	41,207	39,979	40,537

(5) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
小松美特料(蘇州)貿易有限公司	US\$3,000,000	100.0	繊維製品、環境関連製品、繊維製品等の製造設備及び部品、染料・薬品の販売
株式会社コマクソン	90 <sup>百万円</sup>	100.0	染色高次加工及びファブリック販売
株式会社コマツインターリンク	90	100.0	物流・物販及び繊維製品の企画製造販売
インターリンク金沢株式会社	50	100.0	繊維製品・環境関連商品の販売
吉田産業株式会社	30	80.0	経編ニット生地及びニット製品の製造販売
株式会社セイホウ	10	100.0 (100.0)	健康関連素材の企画及び製造販売

(注) 1. 「議決権比率」欄の( )は間接所有であります。

2. 2022年2月3日開催の取締役会において、吉田産業株式会社の株式80%を取得し、子会社化することについて決議いたしました。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
繊維事業	衣料ファブリック及び資材ファブリック並びに関連品の企画製造販売
その他の事業	主に物流事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

①当社

名称	所在地
本社	石川県能美市
大阪営業所	大阪府大阪市
東京営業所	東京都中央区
第2工場	石川県能美市
第3工場	石川県能美市
第5工場	石川県能美市
美川工場	石川県白山市

②子会社

名称	所在地
小松美特料(蘇州)貿易有限公司	中国江蘇省蘇州市
株式会社コマクソン	石川県能美市
株式会社コマツインターリンク	石川県能美市
インターリンク金沢株式会社	石川県金沢市
吉田産業株式会社	福井県鯖江市
株式会社セイホウ	栃木県足利市

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減数
男性	668 名	7名 減
女性	437	30名 増
合計	1,105	23名 増

②当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
男性	492 名	13名 減	39.1 歳	17.0 年
女性	305	8名 増	37.1	17.0
合計	797	5名 減	39.0	17.0

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000 株  
 (2) 発行済株式の総数 43,140,999 株 (自己株式2,272,425株を含む。)  
 (3) 株主数 3,781 名  
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,820 千株	9.34 %
東レ株式会社	3,749	9.17
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	3,120	7.63
株式会社北國銀行	2,111	5.16
小松マテール松栄会	1,641	4.01
日本生命保険相互会社	1,284	3.14
株式会社北陸銀行	1,263	3.09
三井住友信託銀行株式会社	1,230	3.00
株式会社クラレ	1,090	2.66
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	1,040	2.54

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中山 賢一	代表取締役会長	
佐々木 久衛	代表取締役社長	
高木 泰治	代表取締役副社長兼管理本部長	
中山 大輔	専務取締役営業本部長	
松尾 千洋	常務取締役生産本部長兼安全防災室長	
小川 直人	常務取締役技術開発本部長兼資材購買部長兼環境マネジメントシステム担当役員兼研究開発センター長	
向 潤一郎	取締役営業本部長代理兼第3事業部長	
中村 重之	取締役管理本部長代理兼内部監査室長兼経理部長兼関連事業統括室長	
野路 國夫	取締役	(株)小松製作所特別顧問
大西 洋	取締役	日本空港ビルデング(株)取締役副社長執行役員 (株)羽田未来総合研究所代表取締役社長執行役員
佐々木 康次	取締役	東レ(株)テキスタイル事業部門長兼トーレ・テキスタイルズ・ヨーロッパ社会長
橋爪 諭	監査役(常勤)	
根上 健正	監査役	(株)トーケン代表取締役会長
坂下 清司	監査役	北陸監査法人代表社員

- (注) 1. 2021年6月25日開催の第109期定時株主総会において、大西洋、佐々木康次の両氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役 野路國夫、大西洋、佐々木康次の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 根上健正、坂下清司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役 野路國夫、大西洋、監査役 坂下清司の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 監査役 坂下清司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の全ての取締役および当社の全ての監査役であり、また、当社が負う保険料全額のうち、株主代表訴訟に関する担保特約部分相当分を当該役員等の自己負担としております。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	341百万円 (19百万円)	341百万円 (19百万円)	—	—	11名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	18百万円 (3百万円)	18百万円 (3百万円)	—	—	3名 (2名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第95期定時株主総会において、年額360百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）です。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役11名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。
3. 監査役等の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第95期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
4. 当社は2004年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止し、2005年6月29日開催の定時株主総会において、廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を支給すること及びその具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任いただくことを決議しています。

#### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

##### 1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動した報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年3月2日開催の取締役会において決議いたしました。

##### 2. 決定方針の内容の概要

###### ア. 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

###### イ. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬のみとし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の実績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

###### ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長佐々木久衛がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

##### 3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的に決定方針に沿うものであると判断しております。

##### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき代表取締役社長佐々木久衛が取締役の個人別の報酬等の具体的な内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としています。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①取締役 野路國夫

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社小松製作所の特別顧問であり、同社は当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%であり、グローバル企業経営者としての豊富な経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っていただくことを期待しており、それに沿った意見・アドバイスをいただいております。

#### ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

### ②取締役 大西洋

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

日本空港ビルデング株式会社の取締役副社長執行役員及び株式会社羽田未来総合研究所の代表取締役社長執行役員であり、両社は当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%であり、百貨店を含む小売業界における豊富な経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っていただくことを期待しており、それに沿った意見・アドバイスをいただいております。

#### ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

③取締役 佐々木康次

ア. 重要な兼職先と当社との関係

東レ株式会社 of テキスタイル事業部門長であり、同社は当社の取引先であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%であり、企業経営の経験や組織に関する専門的な知識を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っていただくことを期待しており、それに沿った意見・アドバイスをいただいております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

④監査役 根上健正

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社トーケンの代表取締役会長であり、同社は当社の取引先であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%であり、企業経営の経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

⑤監査役 坂下清司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

北陸監査法人の代表社員であり、同監査法人は当社との間には、特別の利害関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%であり、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識と経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っています。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	26百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

##### (3) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、又はその必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
流 動 資 産	24,252	流 動 負 債	7,557
現金及び預金	9,573	支払手形及び買掛金	4,985
受取手形	1,107	未払法人税等	690
売掛金	6,289	契約負債	31
有価証券	899	賞与引当金	535
商品及び製品	1,930	その他	1,313
仕掛品	834		
原材料及び貯蔵品	2,042	固 定 負 債	4,203
その他	1,597	退職給付に係る負債	3,565
貸倒引当金	△20	役員退職慰労引当金	328
		その他	310
固 定 資 産	23,348		
有形固定資産	6,663	負 債 合 計	11,761
建物及び構築物	2,477	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
機械装置及び運搬具	1,640	株 主 資 本	35,458
土地	2,341	資本金	4,680
その他	204	資本剰余金	4,658
無形固定資産	235	利益剰余金	28,705
		自己株式	△2,586
投資その他の資産	16,449	その他の包括利益累計額	255
投資有価証券	13,194	その他有価証券評価差額金	△59
繰延税金資産	1,674	為替換算調整勘定	309
その他	1,619	退職給付に係る調整累計額	5
貸倒引当金	△38		
		非支配株主持分	125
		純 資 産 合 計	35,839
資 産 合 計	47,600	負 債 純 資 産 合 計	47,600

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		31,449
売 上 原 価		24,884
売 上 総 利 益		6,565
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,972
営 業 利 益		1,593
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	109	
受 取 配 当 金	135	
為 替 差 益	4	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	332	
そ の 他	115	696
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	136	136
経 常 利 益		2,154
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	148	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	477	
関 係 会 社 清 算 益	251	
そ の 他	1	878
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	57	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	18	
災 害 損 失	16	92
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,939
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	808	
法 人 税 等 調 整 額	△52	755
当 期 純 利 益		2,184
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,184

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	18,222	流動負債	6,293
現金及び預金	5,096	買掛金	4,466
受取手形	997	未払金	243
売掛金	5,931	未払費用	328
有価証券	799	未払法人税等	654
商品及び製品	1,717	前受り金	24
仕掛品	698	預賞与	39
材料及び貯蔵品	1,810	引当金	491
前払費用	14	その他	45
その他の貸倒引当金	1,178		
	△19	<b>固定負債</b>	<b>3,685</b>
<b>固定資産</b>	<b>22,314</b>	退職給付引当金	3,221
有形固定資産	5,099	役員退職慰労引当金	328
建物	1,971	その他	135
構築物	198		
機械及び装置	1,328	<b>負債合計</b>	<b>9,978</b>
車両運搬具	2	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	178	株主資本	30,612
土地	1,420	資本	4,680
		資本剰余金	4,768
<b>無形固定資産</b>	<b>171</b>	資本準備金	4,720
ソフトウェア	133	その他資本剰余金	48
その他の	37		
<b>投資その他の資産</b>	<b>17,043</b>	利益剰余金	23,685
投資有価証券	9,180	利益準備金	746
関係会社株式	4,764	その他利益剰余金	22,938
関係会社長期貸付	50	圧縮積立金	134
出資	0	繰越利益剰余金	22,803
破産更生債権等	2		
長期前払費用	41	自己株式	△2,521
繰延税金資産	1,620	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△53</b>
その他の	1,385	その他有価証券評価差額金	△53
貸倒引当金	△2		
<b>資産合計</b>	<b>40,537</b>	<b>純資産合計</b>	<b>30,558</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>40,537</b>

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		27,452
売 上 原 価		21,369
売 上 総 利 益		6,083
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,461
営 業 利 益		1,621
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
有 価 証 券 利 息	48	
受 取 配 当 金	226	
為 替 差 益	9	
そ の 他	94	390
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	69	69
経 常 利 益		1,941
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	477	
関 係 会 社 清 算 益	241	718
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	55	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	18	
災 害 損 失	16	90
税 引 前 当 期 純 利 益		2,569
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	745	
法 人 税 等 調 整 額	△126	619
当 期 純 利 益		1,950

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

小松マテーレ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小堀 孝一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 高弘  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小松マテーレ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小松マテーレ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

小松マテーレ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小堀 孝一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 高弘  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小松マテーレ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

小松マテール株式会社 監査役会

監査役（常勤）	橋 爪	諭 印
社外監査役	根 上 健 正	印
社外監査役	坂 下 清 司	印

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして考え、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。

連結配当性向については、当期純利益の30%から50%を目安としながら、これを達成すべく収益基盤の強化・向上を図ってまいりました。

当期の期末配当金額については、1株につき10円（普通配当）とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金8円を加えました当期の年間配当金につきましては、前期比2円の増配となる1株当たり18円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額 408,685,740円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対してそれらを提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>( 新 設 )</p>	<p>( 削 除 )</p> <p>(電子提供措置)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案第16条(電子提供措置)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役2名選任の件

定時株主総会終結の時をもって、取締役4名（うち社外取締役1名）が辞任いたします。つきましては、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実・強化を図るため、社外取締役を1名増員し、新たに取締役候補者2名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>やました しゅうじ 山下 修二 1955年7月25日生</p> <p>新任 社外取締役 独立役員</p>	<p>1979年4月 ㈱小松製作所入社 1986年10月 米國小松製造株式会社 2000年10月 コマツインドネシア取締役 管理部長 2005年4月 小松山推建機総経理 2009年4月 株式会社小松製作所執行役員 小山工場長 2012年4月 同社執行役員 粟津工場長 2014年4月 同社常務執行役員 生産本部副部長兼粟津工場長 2016年4月 同社常務執行役員 生産副本部長兼部品管理本部長 2018年7月 同社技術顧問（現任）</p>	0株
<p>（社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割の概要）</p> <p>グローバル企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏にはメーカーにおける経営者としての経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したためであります。</p>			
2	<p>ほりうち せつろう 堀内 節郎 1952年2月4日生</p> <p>新任 社外取締役 独立役員</p>	<p>1981年4月 菅原・山田法律事務所入所 1991年4月 堀内法律事務所代表弁護士（現任）</p>	0株
<p>（社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割の概要）</p> <p>弁護士として培われた法律知識と幅広い見識から、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役候補者となりました。また、同氏は、社外役員となること以外での方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、同氏の知識や経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したためであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 山下修二、堀内節郎の両氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 山下修二、堀内節郎の両氏の選任が承認された場合、当社は新たに山下修二、堀内節郎の両氏との間で、当社定款の定めに基づき責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約の責任の限度額は法令が規定する額としております。  
4. 当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告14ページに記載のとおりであります。  
5. 独立役員要件について  
山下修二、堀内節郎の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。

#### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠監査役として池水龍一氏、社外監査役以外の監査役の補欠監査役として奥谷晃宏氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いけみず りゅういち 池 水 龍 一 1947年5月30日生  社外監査役 独立役員	1970年4月 佐藤公認会計士事務所入所 1972年9月 会計士補開業登録 1978年3月 公認会計士開業登録 1980年2月 税理士開業登録 1991年1月 (有)池水アンドギャロッピングスタッフ代表取締役(現任) 2011年12月 さわやか税理士法人代表社員(現任)	0株
	(補欠の社外監査役候補者とした理由) 長年にわたり公認会計士及び経営コンサルタントとしての業務に携わっており、その経歴を通じて培った幅広い経験と見識から、業務執行等について客観的な監査をしていただくため、補欠監査役候補者といたしました。		
2	おくや てるひろ 奥 谷 晃 宏 1963年5月23日生	1989年4月 当社入社 2003年4月 第3工場長 2003年6月 取締役 技術開発本部長補佐 2006年6月 執行役員 技術開発本部長補佐 2009年10月 取締役執行役員 技術開発本部長 2011年7月 取締役 生産本部長代理兼第5工場長 2012年1月 取締役 技術開発本部長 2019年5月 取締役 生産技術開発本部長代理(環境担当) 2020年4月 理事 技術開発本部長代理兼環境推進室長 2022年1月 理事 技術開発本部長補佐(現任)	49,400株
	(補欠の監査役候補者とした理由) 技術開発部門における豊富な知識や経験を持ち、十分な業務経験を有していることから、業務執行等について客観的な監査をしていただくため、補欠監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 池水龍一氏は、有限会社池水アンドギャロッピングスタッフ代表取締役であり、当社と当社との間には、事業支援業務に関する契約を締結しております。なお、奥谷晃宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 池水龍一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 池水龍一氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、当社定款の定めに基づき責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約の責任の限度額は法令が規定する額としております。
4. 当社は、保険会社との間で、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。池水龍一、奥谷晃宏の両氏が監査役に就任された場合には両氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告14ページに記載のとおりであります。
5. 独立役員の要件について  
池水龍一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

### 第5号議案 社外取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第95期定時株主総会において、年額360百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）とご承認いただき現在に至っておりますが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の為に、第3号議案をご承認いただけますと社外取締役が1名増員されることから、取締役の報酬等の額のうち社外取締役分を年額20百万円以内から年額50百万円以内に改定いたしたいと存じます。取締役の報酬の限度額の設定は現行どおり年額360百万円以内とし、変更しないものといたします。

本議案は、事業報告15ページに記載しております取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの強化、業務の専門化・高度化に伴う今後の社外取締役の役割の拡充、質の確保、員数増強等の観点から、取締役会にて決定しており、相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は11名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案をご承認いただけますと、取締役は9名（うち社外取締役4名）となります。

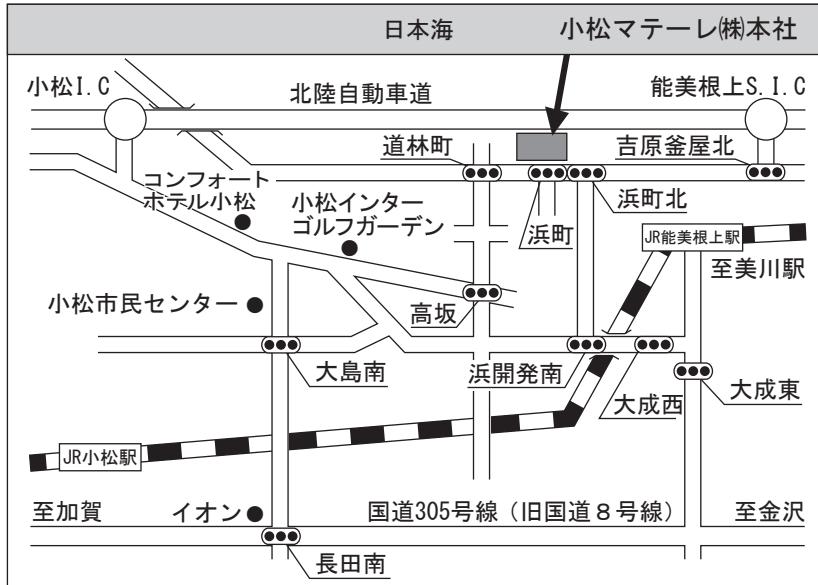
以上





# 株主総会会場ご案内図

会場 石川県能美市浜町又167番地  
小松マテーレ株式会社 本社



- 能美根上S. I. Cより車で5分
- 小松I. Cより車で5分
- JR能美根上駅(各駅停車駅)より徒歩20分
- JR小松駅(特急停車駅)よりタクシーで15分
- 小松空港よりタクシーで15分